

事 務 連 絡  
平成 2 3 年 4 月 2 7 日

各都道府県・保健所設置市自動車リサイクル行政主管部（局） 殿

経 済 産 業 省 製 造 産 業 局 自 動 車 課  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

### 東日本大震災による番号不明被災自動車の 引き渡し時における取扱いについて

使用済自動車の適正処理の推進につきましては、日頃より御尽力を頂き有り難うございます。

さて、東日本大震災により被災した自動車には、車台番号及び登録番号・届出番号のナンバープレート情報が判別できないもの（以下「番号不明被災自動車」という。）が多数あると考えられます。使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）においては、使用済自動車として引取業者に引き渡す際、法第 9 条第 1 項の規定に基づき、再資源化預託金等が法第 92 条第 1 項に規定する資金管理法人（以下「資金管理法人」という。）に預託されているかどうかの確認がなされることとなっており、預託の確認ができない場合には、同条第 2 項の規定に基づき、引取業者は当該自動車の引取りを求めた者に対し、再資源化預託金等を預託すべき旨を告知することとなっております。

しかし、今回の震災により発生した番号不明被災自動車の大多数は、既に再資源化預託金等を預託されていると考えられるため、当該自動車の再資源化等の迅速化及び当該自動車を使用済自動車として引取りを求めた者の過度な負担の防止、並びに被災地の早期の復興を目的として、当該自動車の引渡し時における再資源化預託金等の預託を資金管理法人が行うことといたします。したがって、番号不明被災自動車を引取業者に引き渡す際、再資源化預託金等相当額を負担する必要はありません。

上記取扱いについては、本年 5 月中旬を目途に開始する予定であり、現在、公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以下「センター」という。）において体制整備を進めているところです。センターにおける体制が整い次第、引渡し時における手続等の詳細について、追ってお知らせいたします。

については、番号不明被災自動車の処理を予定されている自治体におかれては、上記につき御留意いただくと共に、貴管下市町村等に対しても周知願います。

<連絡先>

経済産業省製造産業局自動車課

担当：橋本、初沢

TEL：03-3501-1690

E-mail：a-recycle@meti.go.jp

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

担当：豊住、黒瀬

TEL：03-3581-3351（内線 6828）

E-mail：hairi-recycle@env.go.jp